佐賀県果樹試験場における研究費の管理運営体制について

佐賀県果樹試験場長

佐賀県果樹試験場では、研究費(国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。)の執行について、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っていますが、当場における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン(実施基準)」(H19.2.15文部科学省科学技術・学術政策局長通知)(H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)に基づき、研究費の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県果樹試験場運営・管理責任者】は次のとおりです。

- 1 最高管理責任者:佐賀県果樹試験場 場長
 - (機関全体を統括し、研究費の管理・運営について最終責任を負う者)
- 2 統括管理責任者:佐賀県果樹試験場 副場長

(最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者)

【事務処理手続に関する相談受付窓口】は次のとおりです。

◇ 佐賀県果樹試験場 総務担当係

〒845-0014

佐賀県小城市小城町晴気91

電 話 0952-73-2275 FAX 0952-71-1020

電子メール (ka jush i ken@pref. saga. lg. jp)

【研究費の適正使用に関する相談・通報受付窓口】は次のとおりです。

◇ 佐賀県農林水産商工本部企画・経営グループ企画第二担当

T840-8570

佐賀県佐賀市城内1-1-59

電 話:0952-25-7257 FAX:0952-25-7290

電子メール: nousuishou-g@pref. saga. lg. jp

◇ 県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kenminmadoguchi.html

県職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことを している」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的 には弁護士が窓口になります。

県民窓口

7840-0825

佐賀市中央本町 1番 10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

電子メール: k-hotline@pref. saga. lg. jp

- 〇封書での通報の場合は、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。
- ○電子メールでの通報の場合は、メールの件名に「公益通報」と記載してください。 (メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載がない場合、 通報メールとして確認できないことがありますので必ず記入してください。)

県庁ほっとラインに関するお問い合わせ先 佐賀県統括本部 政策監グループ 広聴・調査担当

電話:0952-25-7351

ファックス:0952-25-7263

メールアドレス: seisakukan-g@pref. saga. lg. jp

※ 通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正とする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当たってご協力を求める場合があります。 なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。

